

高知県ラグビー教材貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県におけるラグビーの普及や競技力向上に資するため、埼玉パナソニックワイルドナイツの監修・協力により作成したラグビースキルアップ教材(「ラグビーHow to スキルアップ(基礎編)」)動画データ(以下「動画データ」という。)の貸付に関し、必要な事項について定める。

(貸付申請等)

第2条 貸付を希望する者(以下「申請者」という。)は、高知県知事(以下「知事」という。)に高知県ラグビー教材貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を原則として貸付希望日の10日前までに提出しなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(貸付申請への回答)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合には、申請書の記載内容を審査し、原則として貸付希望日の5日前までに貸付の適否を決定する。

2 前項の決定は、「高知県ラグビー教材貸付申請に係る回答書(様式第2号)」により、申請者に通知する。

(貸付承認の制限)

第4条 知事は、次のいずれかに該当するときは、貸付を承認しないものとする。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団に関与する者が利用するとき。

(2) その他貸付が適当ではないと認めるとき。

(貸付期間等)

第5条 貸付期間は、原則として貸付日から1カ月間以内とする。

2 貸付及び返却の場所は、高知県文化生活スポーツ部スポーツ課とする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、無料とする。

2 貸付及び返却に要する費用は、第3条第2項の規定により承認を受けた者(以下「借受者」という。)が負担するものとする。

(貸付内容の変更申請)

第7条 借受者が、貸付内容の変更を希望する場合には、知事に「高知県ラグビー教材貸付内容変更申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)」を貸付内容の変更希望日の5日前までに提出しなければならない。ただし、承認を受けた貸付期間の延長を希望する場合は、承認を受けた期間内に提出しなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、借受者が負担するものとする。

(貸付内容変更申請への回答)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合には、申請書の記載内容を審査し、速やかに貸付内容の変更の適否を決定する。

2 前項の決定は、「高知県ラグビー教材貸付内容変更申請に係る回答書(様式第4号)」により、借受者に通知する。

(借受者の義務)

第9条 借受者は使用するにあたって、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 借受者は、善良な管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、貸付期間内に借用した動画データの保存された電子媒体を紛失し、又は破損したときは、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。
- (3) 動画データの内容の一部及び全てについて、複製、転載または配布等、第三者の利用に供する行為は、禁止する。
- (4) 借受者が動画データを使用することにより、県及び埼玉パナソニックワイルドナイツ並びに第三者に損害を与えた場合には、借受者はこれに対して全責任を負い、その費用を負担するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 借受者は、第3条により承認を受けた事項について、他の者に権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(管理)

第11条 知事は、貸付を承認したとき及び返却を受けたときは、「高知県ラグビー教材貸付台帳(様式第5号)」に記録し、管理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。